

## 2025年12月14日開催「第9回研究大会」 予稿集

### 公募報告3（現地発表）

報告者：猪谷 誠一（株式会社博報堂 DY ホールディングス／一般財団法人情報法制研究所）

### タイトル：「個人情報保護法と一般データ保護規則の規制単位の比較」

本発表では日本の個人情報保護法とEUの一般データ保護規則(GDPR)における規制の「単位」の比較を行う。従来のデータ保護法の比較は規制の「スコープ」と「実質」に着目するものがほとんどであった。「スコープ」とは、法の下に置かれるデータ、アクター、行為を指す。データ保護法の規制セクターの定義でオムニバス方式とセクトラル方式を対置するのはスコープに着目した議論の好例である。一方「実質」とは、そのスコープ内のものに適用されるルールや義務、権利、手続きを指す<sup>1</sup>。本人との契約履行のため個人データの第三者提供が必要な場合の同意取得の必要性などがその例である。個人情報保護法とGDPRやデータ保護指令との比較は数多く行われてきたが、そのほとんどがこれらスコープや実質に着目している<sup>2</sup>。例外としては、事前規制／事後救済の志向性や憲法との関係を論じたものが見られる程度である<sup>3</sup>。本発表で扱う規制の単位は金融分野で論じている例があるが<sup>4</sup>、データ保護法分野においてその観点での研究は限られている。規制の単位は条文に明文化されることは稀であるが、法の全体的なあり方を決定づける重要な「下部構造」といえる。

日本法は事業者を単位として組み立てられた“operator-first”的構造といえる。つまり事業者、特にその「境界」に着目した規制が中核を占める。例えば、ある個人に関する情報が与えられたとしても、その情報を取扱う事業者及び容易に照合可能な範囲が決まらなければ、その情報が保護の対象になるかが決

<sup>1</sup> Paul Ohm, 'Focusing Privacy Law' *Berkeley Technology Law Journal* (2025) 40 *Berkeley Technology Law Journal* 391, 413.

<sup>2</sup> 堀部政男「情報公開・プライバシーの比較法」堀部政男(編)『情報公開・プライバシーの比較法』(日本評論社 1996), 6; 堀部政男「プライバシー・個人情報保護の国際的整合性」, 堀部政男(編)『プライバシー・個人情報保護の新課題』(商事法務, 2010) 1; Graham Greenleaf, *Asian Data Privacy Laws* (Oxford University Press 2014); 宮下紘, 『EU一般データ保護規則』(勁草書房, 2018); 田中浩之ほか 『グローバルデータ保護法対応 Q&A100』(中央経済社, 2024); 石井夏生利・曾我部真裕・森亮二(編), 『個人情報保護法コメントール第2版第1巻』(勁草書房, 2025).

<sup>3</sup> 個人情報保護委員会, 「第67回個人情報保護委員会議事録」(2018)

[〈https://www.ppc.go.jp/files/pdf/300629\\_giziroku.pdf〉](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/300629_giziroku.pdf) (最終アクセス日: 2025-11-18), p.2; Fumio Shimpo, *Privacy and Data Protection Law in Japan* (Wolters Kluwer 2023), Chapter 1.; Flora Y Wang, 'Cooperative Data Privacy: The Japanese Model of Data Privacy and the EU-Japan GDPR Adequacy Agreement' (2020) 33(2) *Harvard Journal of Law & Technology* 661, 669.

<sup>4</sup> Claudio Borio, Stijn Claessens and Nikola Tarashev, 'Entity-based vs activity-based regulation: a framework and applications to traditional financial firms and big techs' (2022) SUERF Policy Brief 404.

まらない。個人データの第三者提供に係る例外はいずれも「第三者ではない」故であり、物理的には事業者の境界を越えていても、境界を越えていないと評価することで成り立っている。第三者提供と利用目的との関係や、個人関連情報、仮名加工情報に関する規律にも事業者の境界に着目する日本法の枠組みが色濃く認められる。

こうした「出口」に着目した規制が導入された背景として藤原靜雄は、個人情報の保有を事前規制することが困難であり出口で対応する外なったことや、2000年当時個人情報に関わる社会的懸念が漏洩や不正な提供に集中していたことを挙げている<sup>5</sup>。

一方、GDPRは処理、より正確には処理を構成する一連の操作を単位に規制が組み立てられた“operation-first”的構造を持っている。処理が与えられれば、その中で controller/processor がどのようにデータを持っているかにかかわらず、パーソナルデータであるか否かが判断できる。また、controller であるか否かも一連の操作の目的と手段を決定したかによって決まり、自らが処理する情報がパーソナルデータであるかは問題とならない。このように処理や一連の操作を先に確定させ、その後に controller やパーソナルデータ該当性を判断する考え方は *Fashion ID* 事件や *IAB Europe* 事件、*Norra Stockholm Bygg* 事件等の欧州司法裁判所判決に見ることができる<sup>6</sup>。

中でも *Meta Platforms Inc v Bundeskartellamt* 事件の欧州司法裁判所判決は注目に値する<sup>7</sup>。本事件では Facebook 内でのターゲティング広告配信のため、Instagram や WhatsApp といった Meta が運営する Facebook 以外のサービスや、Like ボタンを配置した Meta 外のサイト上でのユーザの行動を利用したことが問題となった。欧州司法裁判所は、たとえ同じ Meta が運営しているからといって、ユーザは Facebook 以外のサービスを利用しているときにその履歴データが Facebook で使われることは「合理的に期待」できないとして、サービスをまたいだデータの統合にはデータソースごとに同意が必須と判断した。これは事業者よりも細かい「操作」の単位に着目した判断と見ることができる。

本発表では個人情報保護法と GDPR がそれぞれ“operator-first”と“operation-first”であることを歴史的経緯や判例等から示した後、組織をまたいだデータ連携が一般的となった現代においては“operation-first”的規制の方が効果的に個人データの保護ができると指摘する。

---

<sup>5</sup> IT 戦略本部 個人情報保護法制化専門委員会「第 25 回個人情報保護法制化専門委員会議事録」(Internet Archive 2000)

〈<https://web.archive.org/web/2006111074537/http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/dai25/25gijiroku.html>〉〔藤原靜雄発言〕

<sup>6</sup> 欧州司法裁判所 Case C-40/17 *Fashion ID* [2019] ECLI:EU:C:2019:629; 同 Case C-604/22 *IAB Europe v Gegevensbeschermingsautoriteit* [2024] ECLI:EU:C:2024:214; 同 Case-268/21 *Norra Stockholm Bygg AB v Per Nycander AB* [2023] ECLI:EU:C:2023:145.

<sup>7</sup> 欧州司法裁判所 Case C-252/21 *Meta Platforms Inc v Bundeskartellamt* [2023] ECLI:EU:C:2023:537.